

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況 (令和5年度)

法人名	全国社会保険労務士会連合会	根拠法令名	社会保険労務士法	(平成15年3月31日民間法人化)	
1. 法人の概要	業務の概要 社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、都道府県社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、社会保険労務士試験の実施及び紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務を行う。				
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員
	常勤	0人	2人	0人	65人
	非常勤	1人	82人	6人	0人
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和5年度(A)	令和4年度(B)	令和4年度比又は令和4年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況(取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)
	総収入額	39億円	37億円	2億円	① 補助事業の段階的廃止
	補助金等収入額(①)	0億円	0億円	0円	② 自主事業による自己収入の拡大等
	事業による自己収入額(②)	24億円	25億円	△1億円	
	①/②×100(%)	0.0%	0.0%	0.0%	③ その他 補助金等に依存していない
	経常的運営費用(③)	23億円	23億円	0円	
	①/③×100(%)	0.0%	0.0%	0.0%	
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無)	有		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名)	別紙1参照		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	(理由)	社会保険労務士試験及び社会保険労務士試験の試験科目免除指定講習については、当該事務による収入が、法人の総収入の23.6%にとどまっているため。		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無)	無		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(内容)	社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務、社会保険労務士の登録に関する事務、紛争解決手続代理業務の付記に関する事務、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修及び紛争解決試験事務については、指導監督基準2(2)ただし書に該当するため、除外される。		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無)	有		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内容)	業務・財務に関する一層の情報公開の推進		
制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無)	無			
	(内容)	-			
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有
	名称(法令等に基づく検定等には※)	※	対価の額	算定根拠(法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
	別紙2参照		円 円 円 円 円	(決定者) (決定方法)	
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有		収支状況のインターネットでの公表の有無	有
	対価を伴う自主事業の有無	有		法人における純利益額	35,784,456円
(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容				規定方法
	・社会保険労務士の登録申請者が社会保険労務士となる資格を有し(社会保険労務士法第3条、同法第5条)、かつ、社会保険労務士法第14条の7各号に該当しない者であると認めるとき。				社会保険労務士法による
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	無		法人の外注金額	-円
	外注しなければならない理由	-			
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無)	(内容) -		
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容(なければその理由)	(有・無)	有		
	役員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)	(内容)	内部決裁、総会・常任理事会・理事会の議決、厚生労働省への報告、厚生労働大臣の認可、厚生労働大臣の承認		
		(有・無)	有		
		(内容)	職員は、連合会の事務に従事したことにより知り得た秘密を他に漏らしてはならない。連合会の職員でなくなった後においても同様とする(職員就業規則第4条第2項)。試験事務及び代理業務試験事務に従事する連合会の役員若しくは職員(試験委員を含む)又はこれらの職にあった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(社会保険労務士法第25条の42第1項及び同法第25条の45の2)。試験事務及び代理業務試験事務に従事する連合会の役員若しくは職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす(社会保険労務士法第25条の42第2項及び同法第25条の45の2)。		

3. 機関 (1) 役員 (除 監査役員)	役員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由			
	役員の定数	85 人	上限と下限の幅がある場合はその幅			
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・理事は、総会で選任する。 ・会長は、選挙により選出する。 ・専務理事及び常務理事は、会長が指名する。 ・副会長及び常任理事は、理事会において理事の互選により定める。 				
	役員の任期	2 年	2 年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) -	年	
	在任年齢に関する規定の有無	無	規定の内容		-	
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職	常勤・非常勤
	別紙3参照					
	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由	同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由		(比率) -	%	
	(比率) -	%	(比率) -	%		
	(理由) -		(理由) -			
	役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有
	役員報酬の支給基準の内容			役員退職金の決定方法		
	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬の月額 会長 500,000円 専務理事 937,500円 常務理事 781,250円 ・通勤手当 毎月支給する。額は55,000円を上限に、1月の運賃等相当額を支給する。 ・賞与 6月と12月に支給する。6月、12月ともに月額の2か月分とする。 ※通勤手当・賞与は専務理事及び常務理事のみ支給。			役員功労金基準による。		
	役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
	有	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事及びその他の理事の2分の1以上の出席。 ・常任理事会 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の2分の1以上の出席。 		<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 出席者の過半数をもって決す。 可否同数のときは会長が決す。 ※会長は、緊急を要する事項について、書面により賛否を求めることができるが、その場合、構成員の過半数が同意したときは、理事会の議決があったものとみなされる。 ・常任理事会 出席者の過半数をもって決す。 可否同数のときは会長が決す。 ※会長は、緊急を要する事項について、書面により賛否を求めることができるが、その場合、構成員の過半数が同意したときは、常任理事会の議決があったものとみなされる。 		
(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無	有	選任規程がない場合、その理由		-	
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	総会で選任する。				
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由	監査役員が理事を兼ねている場合、その理由				
	監査役員の任期	2 年	2 年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) -	年	
	在任年齢に関する規定の有無		規定の内容			
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職	常勤・非常勤
	監事	人間川 博 松崎 直彦 山田 道代 瀧谷 英幸 志茂 志津代 寺尾 潔	令和5年6月30日 令和元年6月28日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 平成26年6月30日	社会保険労務士 (現職) 社会保険労務士 (現職) 社会保険労務士 (現職) 社会保険労務士 (現職) 社会保険労務士 (現職) 公認会計士・税理士 (現職)		非 非 非 非 非
	監査役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有
	監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員退職金の決定方法		
	社会保険労務士会の会員でない者については、1日当たり25,000円 (税込)			支給なし		

(3) 社団的性の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容			
	(有・無) 有	(有・無) 有	(有・無) 有			
	(内容) 代議員の2分の1以上の出席	(内容) 出席した代議員の過半数をもって決す。可否同数のときは、議長が決す。				
法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容 (ない場合は、その理由)						
(有・無) 有	(内容) 代議員制 都道府県社会保険労務士会から、毎年4月1日における社会保険労務士会の個人会員数に応じて代議員を選出					
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容			
	有 (平成22年度の業務より実績を評価)		(有・無) 有			
			(内容) 委員2名について学識経験者を登用し公正性を担保。			
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	有	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数 / 評議員会等の構成員数 × 100)	42.9 %		
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由	評議員会を設置するにあたり、既存の組織である資格審査会 (設置根拠は社労士法第25条の37) を活用することとしたところ (連合会会則第40条第2項を改正)、資格審査会については同会則第41条において、①資格審査会は会長及び委員6人をもって構成すること、②資格審査会の会長は、本会 (連合会) の会長を充てること、③委員については、会長が厚生労働大臣の承認を受けて、社会保険労務士、労働又は社会保険の行政事務に従事する職員及び学識経験者のうちから各同数を委嘱することとされている。このため、会長及び委員のうち2名の計3名が社会保険労務士となっており、当該委員2名は、副会長が務めているため、役員が兼任している。				
	評議員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由	-		
	評議員定数	7名	上限と下限の幅がある場合はその幅	-		
	評議員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) -	年	
	在任年齢に関する規定の有無	無	規定の内容	(理由) -	-	
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由					
	(比率)	-				%
	(理由)	-				
評議員会規程の有無	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件			
有	連合会会則第42条第2項の規定により、委員の過半数の出席がなければ会議を開き議決をすることができないこととされている。		連合会会則第42条第3項の規定により、議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、資格審査会の会長の決すところによるものとされている。			
4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用 (3) 長期借入金 (4) 引当金・特別法上の引当金 (5) 公認会計士監査	企業会計原則の適用の有無	無	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名		公益法人会計基準	
	余裕金 (財産) の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) - (運用方法) -	円			
	長期借入金	長期借入金の有無	有	長期借入金の返済計画の有無	有	
	長期借入金の確実な返済計画の内容	銀行からの借入を行い、家賃収入等により返済していく予定である。				
	引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額	167,912,556円	引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)	(有無) 有 (理由)	
(5) 公認会計士監査	収支決算額	77億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	有		
公認会計士監査を実施していない場合、その理由						
5. 株式の保有等 (1) 基金拠出又は出資 (2) 事業報告書への記載状況	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無		無	
	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無		無	
	事業報告書への記載内容 (未記載の場合その理由)	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの		
	名称	-				
	所在地	-				
	資本金	-				
	事業内容	-				
	役員状況	-				
	従業員数	-				
	持ち株比率	-				
法人との関係	-					
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表			法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	有	有	有	-	
	役員名簿	有	有	有	-	
	組合員等名簿	有	有	有	-	
	事業報告書・附属説明書類	有	有	有	-	
	損益計算書又は収支計算書	有	有	有	-	
	貸借対照表	有	有	有	-	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	有	有	-	
	監事の意見書	有	有	有	-	
	事業計画書	有	有	有	-	
	収支予算書	有	有	有	-	

(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表			所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
			有	-	有	-
定款			有	-	有	-
役員名簿			有	-	有	-
組合員等名簿			有	-	有	-
事業報告書・附属説明書類			有	-	有	-
損益計算書又は収支計算書			有	-	有	-
貸借対照表			有	-	有	-
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書			有	-	有	-
監事の意見書			有	-	有	-
事業計画書			有	-	有	-
収支予算書			有	-	有	-
			所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由 (一部のみ実施の場合も含む)
			有	-	有	-
名称			有	-	有	-
所管する部局(担当局担当課等)の名称			有	-	有	-
主たる事務所の所在地及び電話番号			有	-	有	-
設立年月日			有	-	有	-
代表者の職名及び氏名			有	-	有	-
主な目的及び事業			有	-	有	-
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料				有	
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令				有	
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合				有	
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無				有	
	公表している主な項目				公表していない場合、その理由	
	氏名、経歴					
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無					
	公表している主な項目				公表していない場合、その理由	
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	基準に基づく指導監督の実施の有無			有	指導監督の実績及びその主な内容	指導監督基準への適合を引き続き維持するよう指導
(1) 指導監督の実績等	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無			有		
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無				指導監督の実績及びその内容	
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無					
(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無			有	無い場合、その理由	
	当該見直し結果の公表の有無			有	無い場合、その理由	
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無				無い場合、その理由	
政策評価を活用しつつ、3～5年を目標に定期的、一般的な見直し	事務・事業自体の必要性		有	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無	所要の措置の結果の公表の有無
	事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)		有		無	
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性		有		無	
	法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性				無	
	その他		無		無	
指導監督上補足すべき事項(指導監督基準の例外としている事項及びその理由等)						
(役員在任年齢規定について)						
1 監査役員を除く役員 全国社会保険労務士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、監査役員を除く役員(理事)には、社会保険労務士の業務等についての専門的な知識・見識が必要とされるため、都道府県社会保険労務士会会長が原則として理事候補とされているものである。このため、年齢によって適任者が排除されることになると、会務の運営に支障を来すこととなることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。						
2 監査役員 全国社会保険労務士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、監査役員(監事)には、社会保険労務士の業務等についての専門的な知識・見識が必要とされるため、原則として総会において会員の中から選任されているものである。このため、年齢によって適任者が排除されることになると、会務の運営に支障を来すこととなることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。						
3 評議員等 全国社会保険労務士会連合会では、評議員の役割を資格審査会が担っている。その特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、資格審査会が、法人の業務実績評価に当たっては、学識経験はもとより、評価機関である立場を十分に理解した上で評価を確実に行える知識、見識が求められる。このため、年齢によって適任者が排除されることになると、会務の運営に支障を来すこととなることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。						

<p>(2), (3) 制度的独占の事務・事業</p>	<p>制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由</p>	<p>(事務・事業名) 社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務</p> <p>(理由) 指導・連絡の徹底に差異が生じてはならないことから、単一の団体が統一的に事業を行う必要がある。</p> <p>(事業名) 社会保険労務士の登録に関する事務</p> <p>(理由) 資格審査基準等に差異が生じてはならないことから、単一の団体が統一的に事業を行う必要がある。</p> <p>(事業名) 社会保険労務士試験事務</p> <p>(理由) 試験事務に差異が生じてはならないことから、単一の団体が統一的に事業を行う必要がある。</p> <p>(事業名) 紛争解決手続代理業務試験事務</p> <p>(理由) 試験事務に差異が生じてはならないことから、単一の団体が統一的に事業を行う必要がある。</p>
---------------------------------	---	---

2. 事業 (4) 手数料等の徴収	名称 (法令等に基づく検定等には※)	※	対価の額		算定根拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)
	・登録手数料				(決定者) 登録手数料：厚生労働大臣、受験手数料：政府
	新規登録	※	30,000	円	(決定方法) 登録手数料： 総会の議決により決定し、厚生労働大臣が認可する。
	登録事項の変更	※	2,000	円	
	証票の再交付	※	3,000	円	
	登録事項等の証明	※	1,000	円	受験手数料： 政令により定める。
	登載 (社会保険労務士法人)	※	20,000	円	
	登載事項の変更	※	2,000	円	
	特定証票の交付	※	5,000	円	
	特定証票の再交付	※	3,000	円	
	特別研修受講料	※	85,000	円	
	・受験手数料				
	社会保険労務士試験	※	15,000	円	
	紛争解決手続代理業務試験	※	15,000	円	

3. 機関 (1) 役員 (除 監査役員)	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
	会長	大野 実	平成21年6月29日 (会長就任年月日は令和元年6月28日)	社会保険労務士 (現職)		非
	副会長	星 孝夫	平成29年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		河村 卓	平成25年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		寺田 晃	平成25年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		水戸 伸朗	平成29年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		杉田 貴信	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		若林 正清	平成24年6月6日	社会保険労務士 (現職)		非
		服部 永次	平成21年6月29日	社会保険労務士 (現職)		非
		双田 直	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		米澤 和美	平成27年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		後藤 昭文	平成27年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
	専務理事	東 明洋	平成31年4月1日	株式会社国際研修サービス代表取締役		非常
	常任理事	東海林 薫	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		浦山 一豊	平成29年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		木村 薫	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		田邊 勇輝	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		富岡 政明	平成29年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		澤田 裕二	平成25年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		大味 実枝子	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		机 秀明	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		林 智子	平成29年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		味園 公一	平成29年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		中屋 裕仁	平成27年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		山下 誠	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		齊藤 洋一	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		相田 敏夫	令和2年6月3日	社会保険労務士 (現職)		非
		伊東 優	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		北川 由幸	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		大津 章敬	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		古川 政明	平成29年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		中村 幸弘	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		大西 宗明	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		牧山 浩之	平成27年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		坂根 親雄	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		植田 博司	平成29年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		中島 政博	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		塙 貴夫	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
	理事	外崎 裕康	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		葛西 一美	平成7年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		田口 斉	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		館岡 睦彦	平成15年6月27日	社会保険労務士 (現職)		非
		吉田 昌樹	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		大澤 直樹	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		鈴木 正剛	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		飯田 弘一	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		木村 辰幸	令和2年6月3日	社会保険労務士 (現職)		非
		助川 弘美	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		永井 哲也	平成23年6月24日	社会保険労務士 (現職)		非
		永井 康幸	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		成田 妙庫	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		三平 和男	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		伊藤 孝仁	平成29年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		山邊 鉄也	平成27年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		吉野 直亮	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		村上 正雄	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		高妻 理愛	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		前澤 光則	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		市川 孝友	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		鬼頭 和裕	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		木村 美恵子	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
		岡寄 佳男	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		今中 智之	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		小野 佳彦	平成24年6月6日	社会保険労務士 (現職)		非
		木山 成人	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
		澤田 敏仁	令和4年6月1日	社会保険労務士 (現職)		非
		中田 圭子	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非

	八木 裕之	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
	石原 利男	平成23年6月24日	社会保険労務士 (現職)		非
	西村 典子	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
	小栗 知子	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
	藤田 誠	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
	横手 裕康	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
	宇佐美 理世	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
	土橋 秀美	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
	中井 康策	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
	秋山 直也	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
	小川 美也子	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
	山口 又一郎	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
	松田 哲也	令和5年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
	川越 雄一	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
	三輪 全子	令和3年6月30日	社会保険労務士 (現職)		非
	新垣 明	令和元年6月28日	社会保険労務士 (現職)		非
	水町 勇一郎	令和5年6月30日	大学教授 (現職)		非
	村田 毅之	平成26年1月19日	大学教授 (現職)		非
	早川 裕之	令和5年6月30日	連合会事務局長 (現職)		常